政令第五十二号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第二条第十号イ及び第十一号ロ並びに第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十二億円」を「十一億円」に改める。

第二条中「九千三百九十五億四千四百五十六万四千円」を「八千八百六億二千二百二十万四千円」に改める。

第三条中「千八百万円」を「千五百万円」に改める。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十三号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第六十九条及び第七十三条第一項、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十六条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十四条並びに特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第一条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「六百四十五円」を「六百四十六円」に改める。

附則第二条の見出し中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第一項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「平成二十七年三月一日から平成二十八年二月二十九日まで」を「平成二十八年三月一日から平成二十九年二月二十八日まで」に改め、同条第二項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第七十六号）」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第五十三号）」に、「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

（国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千三百八十九円」を「千三百九十六円」に改め、同条第二号中「五十八円」を「五十九円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千八百七十四円」を「千八百七十六円」に改める。

第二条中「千八百七十四円」を「千八百七十六円」に、「三千七百五円」を「三千七百二円」に改める。

第三条中「千八百二十八円」を「千八百二十九円」に改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第四条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成十七年政令第百四十九号）の一部を次のように改正する。

「二千五百七十五円」を「二千五百八十九円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

一　第一条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（次号において「改正後算定政令」という。）第一条　平成二十八年度分の事務費負担金

二　改正後算定政令附則第二条　平成二十八年度に係る国民健康保険組合に対する補助金

三　第二条の規定による改正後の国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条　平成二十八年度分の事務費交付金

四　第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条から第三条まで　平成二十八年度分の事務費交付金

五　第四条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令　平成二十八年度分の事務費交付金

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

府令

○内閣府令第七号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の規定に基づき、並びに同法及び資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）を実施するため、仮想通貨交換業者に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日　内閣総理大臣　安倍　晋三

仮想通貨交換業者に関する内閣府令

目次

第一章　総則（第一条―第十一条）
第二章　業務（第十二条―第二十五条）
第三章　監督（第二十六条―第三十一条）
第四章　雑則（第三十二条―第三十六条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この府令において「仮想通貨」、「仮想通貨交換業」、「仮想通貨の交換等」、「仮想通貨交換業者」、「外国仮想通貨交換業者」、「認定資金決済事業者協会」、「仮想通貨交換業務」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する仮想通貨、仮想通貨交換業、仮想通貨の交換等、仮想通貨交換業者、外国仮想通貨交換業者、認定資金決済事業者協会、仮想通貨交換業務又は銀行等をいう。

2　この府令において「仮想通貨交換業に係る取引」とは、法第二条第七項各号に規定する行為に係る取引をいう。